

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【62】
2. 日時：令和5年12月15日 13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全規制調整官、江寄企画調査官、千明上席安全審査官、
義崎上席安全審査官、中村主任安全審査官、府川安全審査官、
宮崎安全審査専門職、三浦技術参与

原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門
平賀係員

長官官房 技術基盤グループ 地震・津波研究部門
小林技術研究調査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他14名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他4名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 安全推進グループ 担当 他2名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 副課長※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長代理 他2名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、原子力規制庁の千明です。柏崎刈羽原子力発電所 6 号機、設工認のヒアリングを始めます。それでは東京電力から説明をお願いいたします。
0:00:12	はい。東京電力折井でございます。それでは本日アクセスルートのご説明始めさせていただきたいと思えます。本日のご説明でございますけども、まず初めに、添付書類の比較表を用いて、7 号機との差異を中心にご説明させていただき、
0:00:29	その後補足説明資料を用いて、今回、6 号機申請にあたって主要な論点の一つとして整理しております復水移送ポンプ周りの手動弁の電動弁化に伴う行う設ルートの変更。
0:00:42	それと、K7 との主な差異として抽出しております 6 号機軽油タンク周りの屋外アクセスルートの変更についてご説明させていただきたいと思えます。
0:00:54	それでは早速でございますが、お手元の資料のうち、右肩資料番号、K K6. -1-024
0:01:05	括弧比較表開 0。
0:01:08	表題として、先行審査プラントの記載等の比較表、括弧、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの資料をご準備いただきたいと思えます。
0:01:20	それでは説明の方始めさせていただきます。
0:01:24	まず表紙をめくっていただくと、7 号機との主な差異理由を 3 点記載してございます。
0:01:30	1 点目が、設計進捗に伴う差異であり、6 オオキ経営タンク南側の迂回ルートについて工事が完了し、当該迂回ルートがアクセスルートとして設定したことに伴う評価対象構造物の変更となります。
0:01:44	2 点目が、記載の適正化であり、7 号機における防火谷の記載について、工事で自主的に服した範囲が含まれており、外部火災影響評価の解析モデルと相違していることから、記載を適正化したものとなります。
0:01:58	3 点目でございますが、こちらはプラント固有条件の差異であり、6 号機と 7 号機では、原子炉建屋等から各保管場所までの離隔距離が異なるといった点となっております。
0:02:10	次ページより、7 号機との差異箇所を中心にご説明させていただきます。
0:02:14	次、次のページに移りまして 1 ページ目、ご確認、ご確認ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	まず 1 ページ目から 3 ページ目までは、差異はございませんので、続いて 4 ページ目、ご確認ください。
0:02:34	こちら、4 ページ目につきましては、差異が 3 点ございまして、一つ目が、ポンチ絵における赤線で防火代の方明示してございますけども、こちら、防火THAIの記載の適正化を行ってございます。
0:02:49	こちらが冒頭で述べたものとなっております。
0:02:53	それと二つ目が表中に記載の原子炉建屋等から各保管場所までの離隔距離の相違。
0:03:00	それと三つ目が、先行他電力コメントの反映として、表中に記載の 5 号機東側保管場所及び 5 号機東側第二保管場所等、常設設備である第 1 ガスタービン発電機の離隔距離、
0:03:13	ガバーツとなっている理由を注記として追記してございます。
0:03:18	これ以降のページでも防火体の記載適正化を図ったポンチ絵が幾つかございますが、そちらにつきましては説明のほうは省略させていただければと思います。
0:03:28	続いて、下のページで、7 ページ目をご確認ください。
0:03:37	7 ページ目以降でございますが、可搬型SA設備の保管場所に関わる評価内容を記載してございます。
0:03:44	まず 7 ページ目から 10 ページ目まで差異はございません。
0:03:49	11 ページ目をご確認ください。
0:03:58	11 ページ目も差異はございませんが、記載表 2-3 にて、被害要因を列挙しており、以降のページでは、これらの被害要因に対して、保管場所に対する評価を行っており、7 号機との差分についてご説明させていただきます。
0:04:14	なお続くオクが行うセスルートに対する評価についても同様のご説明とさせていただきます。それでは 13 ページ目をご確認ください。
0:04:27	13 ページ目から保管場所に対する評価内容を記載してございますが、防火THAIの記載適正化を除いて、36 ページ目まで差異はございません。
0:04:36	ページが少し飛びますが、37 ページ目をご確認ください。
0:04:51	37 ページ、37 ページ目でございますが、こちらA系等の差異として図書構成の差異を明記してございます。差異としてはこの 1 件のみとなります。
0:05:02	以降 44 ページ目まで差がございません。続いて、45 ページ目をご確認ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:17	こちら 45 ページ目からは、屋外アクセスルートに対する評価を記載しており、こちらにつきましても、防火隊の記載適正化を除き、52 ページ目まで差異はございません。
0:05:28	続いて 53 ページ目をご確認ください。
0:05:39	53 ページ目でございますが、こちら設計進捗に伴う差異として、図 3-2 に周辺構造物である安全施設建設センター、事務所増築棟、
0:05:50	という建物の方、追加してございます。
0:05:54	続いて、55 ページ目をご確認ください。
0:06:03	こちら 55 ページでございますけども、図 3-5 のフロー注記について軽微なところで句読点追記の修正をしてございますこちらが京奈和との差異として抽出してございます。
0:06:16	続く 5657 ページ目は、最後ございません。58 ページ目をご確認ください。
0:06:30	58 ページでございますが、表 3-4 に周辺構造物として追加した安全施設建設センター、事務所増築棟の方を追加してございます。
0:06:42	続く 59 ページ目から 67 ページ目は、大方の記載適正化のATを除いて、差異はございません。68 ページ目のほうをご確認願います。
0:07:01	そのページで 68 ページ目でございますが、こちら先行他電力コメントの反映としまして、表 3-7 に、圧力抑制室抑制室プール水サージタンク溢水時における放射線量を注記にて追記してございます。
0:07:15	続く 69 ページから 79 ページは差異がございません。
0:07:19	80 ページ目をご確認ください。
0:07:32	こちら 80 ページ目の図 3-11 でございますけども、設計進捗に伴う差異として、6 号機軽油タンク南側の迂回ルートをオクがアクセスルートとして設定したことに伴う評価対象構造物の変更を差異として抽出してございます。
0:07:48	こちら当該変更内容につきましては後程補足説明資料にて、その概要のほうをご説明させていただきたいと思っております。
0:07:55	続いて、82 ページ目をご確認ください。
0:08:04	82 ページ目でございますが、こちら記載の適正化として、表 3-9 に、段差が 15 センチを超える箇所でも、仮復旧ルートではない箇所については不等沈下対策ではなく、ホイールローダーによる、
0:08:17	段差復旧にて対応する旨、注記を追記してございます。
0:08:22	続いて、84 ページ目をご確認ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	84 ページでは、設計進捗に伴う差異として、6 号機軽油タンク南側ルートの変更に伴う評価対象構造物の変更のほか、
0:08:43	真ん中に記載の表 3-9 の 7 分の 6 でございますが、こちらに示すナンバー62 の構造物、6 号機軽油タンク部、地盤改良Eというものについて、
0:08:56	不等沈下対策により評価結果を、問題なし。
0:08:59	色で言うと、青く線を塗ったところがございますけども、問題なし整理した結果を明記してございます。
0:09:08	続く 85 ページから 92 ページについては差異はございません。93 ページ目をご確認ください。
0:09:25	93 ページ目も設計進捗に伴う差異として、6 号機軽油タンク南側ルート変更に伴う評価対象構造物の差異を明記してございます。
0:09:36	続く 94 ページから 103 ページについては、差異はございません。104 ページ目をご確認ください。
0:09:52	下のページ、104 ページ目でございますが、こちら先ほどまでと同様、設計進捗に伴う差異として、6 号機軽油タンク、南側ルートの変更に伴う評価対象構造物の採用を明記してございます。
0:10:04	続く 105 ページ、106 ページについては防火THAIの記載適正化を除いて差異はございません。107 ページをご確認ください。
0:10:20	107 ページ目でございますが、こちら経路ハッチングについて申請号機の違いによる差異を明記してございますが、補正申請時点では 7 号機と記載して申請しており、本ヒアリング資料にて誤記訂正させていただきます。
0:10:36	続いて、108 ページ目から 120 ページ目については、本箇所同様申請号機の違いによる差異、それと、先ほどまで同様防火隊の記載適正化を除いて差異はございません。
0:10:49	121 ページ目をご確認ください。
0:11:04	そのページ、121 ページ目から、屋内アクセスルートに対する評価を記載しており、屋内アクセスルートにつきましては、127 ページ目まで差異はございません。
0:11:15	128 ページ目をご確認ください。
0:11:28	128 ページから、屋内アクセスルート図を記載しており、設計進捗により、設置変更許可時から何点かルートを変更しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:37	まず、当該ページの差異としましては、図 4-1 の 8 分の 1、上の図で ございますが、こちらに記載の原子炉建屋 4 階において、現場確認結 果を受け、通行可能なルートに変更をしてございます。
0:11:54	続いて、130 ページ目をご確認ください。
0:12:05	130 ページ目も屋内アクセスルート図を記載してございますが、こちらに ついては、操作弁追設の設計進捗により、図 4-1 の 8 分の 5、それと 8 分の 6 に記載のタービン建屋 1 階、
0:12:18	タービン建屋地下 1 階において、設置変更許可時からルートの追加を 行ってございます。
0:12:25	続いて、131 ページ目をご確認ください。
0:12:32	131 ページでは、図 4-1 の 8 分の 8 に記載の廃棄物処理建屋地下 3 階のエリアにおいて、復水移送ポンプ周りの鉄塔弁の電動弁化に伴 い、中央制御室裏盤エリアでの操作となるようルート変更を行っており ます。
0:12:49	当該変更内容につきましても、後程補足説明資料にてその概要をご説 明させていただきます。
0:12:56	続く 132 ページから 134 ページについて、差異はございません。135 ペ ージをご確認ください。
0:13:11	135 から 136 ページ目までは、申請号機の違いにより、地震随伴火災 を考慮する評価対象機器が異なる旨差異として抽出してございます。
0:13:24	137 ページから 145 ページについて、差異はございませんので、146 ペ ージ目をご確認ください。
0:13:42	こちら、146 ページでは申請号機の違いによる差異として、各エリアの すいすいの差異を明記してございますが、黄色ハッチング部、原子炉建 屋非管理区域中 3 階といわれる部分でございますが、
0:13:56	こちらにて補正申請時点では、アクセスしないフロアとしての凡例である バーという記載としておりましたが、当該フロアをアクセスするエリアで あるため、本ヒアリング資料にて誤記訂正の方させていただきます。
0:14:11	続く 147 ページ 148 ページにつきましては、差異はございません。
0:14:17	本資料につきましてはの説明は以上となり、ここで、先ほど補足説明資料 にて説明するとした復水移送ポンプ周りの手動弁の電動弁化に伴う行 うアクセスルートの変更、それと、
0:14:28	6 号機軽油タンク南側の封アクセスルートの変更について、その概要を ご説明させていただきます。
0:14:36	資料の方変わりました、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:38	右方資料番号の方、
0:14:41	KK6、
0:14:43	補足－021。
0:14:46	－2
0:14:48	改 0。
0:14:50	表題として、可搬型重大事故等対設備の保管場所及びアクセスルート、
0:14:56	こちらの資料の方、お手元にご準備の方よろしくお願ひします。
0:15:07	まず初めに 6 号機軽油タンク南側のオクがアクセスルートの変更の概要についてご説明させていただきたいと思ひますので、
0:15:15	当該資料の下のページ 232 ページをご確認ください。
0:15:37	232 ページでございますけども、こちらのページの項目 22.2 項変更内容に記載の通り、
0:15:46	設置許可EP時のまとめ資料では、6 号機軽油タンク、南側のオクがアクセスルートに発生する最大 40 センチ程度の段差への対応として、
0:15:57	事前に迂回ルートを設定することで、オクがアクセスルートを確保すると説明しておりましたが、
0:16:03	こちらの当該迂回ルートについて、工事が完了し、通行性に影響を来さないことを確認したため、図 22－1 に示す通り、当該迂回ルートを屋外アクセスルートに変更するものとなります。
0:16:16	こちら図 22－1 の上段に記載の赤線部が迂回ルートとなりますが、当該迂回ルートを下段に示す通り、オクがアクセスルートとして設定するものとなります。
0:16:30	こちらにつきまして説明は以上となつて、なりましたついで、復水移送ポンプ回りの手動弁の電動弁化に伴う行方アクセスルート変更の概要についてご説明させていただきます。
0:16:41	下のページ 229 ページをご確認ください。
0:17:01	220、229 ページ目でございますが、復水移送ポンプ周りの手動弁の電動弁化に伴う屋内アクセスルートの変更は、こちら、冒頭に記載の通り、
0:17:12	代替循環冷却系の操作性向上のため、11 コウノて同弁を電動弁化し、遠隔操作可能な設計とすることに伴ひ、次ページの 230 ページに記載のある図 20－2 に示す通り、
0:17:26	オクなアクセスルートを変更するものとなります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:29	具体的に変更するオクオクなセスルートの方 230 ページの図 20-2 に示してございますので、230 ページ目をご確認ください。
0:17:43	図 20-2 の左の図が弁操作箇所へのオクなセスルートを明記した変更前のルートとなっております。
0:17:51	右の図が、電動弁化に伴い、中央制御室裏盤にて操作するための変更後のルートとなっております。
0:17:59	また、設備設計として電動弁の電源概略構造図のほうを図 20-3 に示しており、
0:18:07	こちら志垣部が、電動弁開より追加した範囲であり、MCCを追加することで、電動弁化対象の 11 弁の電源を確保する設計としてございます。
0:18:20	なお、補足説明資料にはほかにも保管場所、アクセスルートに対する補足項目いくつか、資料として整理してございますが、こちらについては京奈和との差異は防火隊の記載適正化。
0:18:31	それと、申請号機の違いによる図書番号の相違等が主なものとなりますため、本日、説明のほうは省略させていただきます。
0:18:41	またここで 1 点だけ共有させていただきたい事項としまして、ページが少し戻るのですが、本資料の 88 ページをご確認ください。
0:19:10	ページで 88 ページ目でございますが、こちらに記載の表でございますが、建屋の損壊モード及び倒壊による影響範囲における屋外アクセスルートへの影響評価結果を整理したものとなりますが、
0:19:24	こちら表中の左から 2 項目めの管理番号欄がございます。
0:19:30	この管理番号欄の上から七つ目の管理番号 112。
0:19:36	の管理番号に、6 号機、大物搬入建屋という、建物名称記載がございます。
0:19:45	こちら 6 号機オオバの搬入建屋についてですが、影響評価結果として、一番右の判定欄にて、屋外アクセスルートへの影響なしと記載させていただいておりますが、
0:19:57	注記のほうを付記させていただいております、
0:20:00	評価結果詳細につきましては、6-2-9-3-1。
0:20:05	原子炉建屋原子炉区域の耐震性についての計算書 2024 年 5 月提出予定による記載させていただいております。
0:20:14	こちらにつきましては本年初回ヒアリングの際、補正の概要の説明時にもご説明させていただいた通り大物搬入建屋建て替えに伴い、計算書提出を来年 5 月予定としておりますため、当該注記のほう、付記させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:35	以上で、アクセスルートについてのご説明の方、終了とさせていただきます。
0:20:43	はい。規制庁の千明です。それでは今説明がありました内容について確認していきたいんですが、すいません、ちょっとまず確認させてもらいたいんですけど、補足説明資料、
0:20:56	③の資料で、今2項目ほどですね、
0:21:03	答弁の話等、当経営タンクの話があって、変更があって、それ以外は防火ダイトウ申請号機の違い。
0:21:14	発注でっていうお話で仮定されたんですけど、
0:21:18	それ以外には特に主立ったものを7号機の時との差異っていうのはないっていうことでよろしいでしょうか。
0:21:28	東京電力、オギでございます。
0:21:31	はい。ご認識の通りそれ以外につきましては最後全くないといったことではございませんけども、主な差異として抽出されるものというものは特段ないといったものとなります例えば設備名称の相違だとか、あとは設計進捗によって周辺構造物が一部追加になってたりとかっていう
0:21:51	ものはございますけども、そういったもの以外は記載の適正化程度の差異となっております。
0:21:58	はい、わかりました。設計進捗の話のところはこれ、ぷー。
0:22:02	説明され、添付詐欺を説明された内容とほそ食うわを、内容としては同じということで、
0:22:11	理解してよろしいのでしょうか。
0:22:14	東京電力大木でございます。設計進捗の部分につきましてはご認識の通りなんですけども、補足させていただきますと周辺構造物として今回、安全施設建設センター事務所増築棟というものを追加させていただいておりますけども、
0:22:30	こちらは倒壊した際に、オクがアクセスルートに影響があるため、添付書類の方に、周辺構造物としてリストアップさせていただいております。
0:22:40	その他にも企業等とちょっと小ぢんまりしたような建物が構造物として追加されてるんですけども、そういったものにつきましては、屋外設備と影響がない。
0:22:52	ないんですけども補足説明資料の方には、抽出した構造物を一覧として整理した表の方載せてますので、そちらには追加してございます。
0:23:03	はい、規制庁縦列はい。内容ははい、わかりました。
0:23:08	では、はい。確認する点ある方お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:13	規制庁の吉崎です。比較表の方で何点か確認したいと思います。
0:23:20	最小
0:23:22	モンマ比較 4 ページのところでは少しGがあるじゃないや。
0:23:26	図が小さくてわからないですけど、防火対応、
0:23:33	被服、実質的に皮膚した範囲が含まれていてってのはそれは、
0:23:37	こっちの本体の図だと。
0:23:40	どこが変わったのかって説明してますかね。そういったと幅が、
0:23:45	変わったのかどうかっていうのを説明してもいいですかね。
0:23:56	東京電力、オギでございます。
0:23:59	比較表の方だとちょっと図が小さくて見づらいかと思しますので、お手元の資料で、資料番号、KK6. -1-024 階 0。
0:24:12	表題として、6-1-1-7 の別添 1、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの方ご準備いただければと思います。
0:24:21	当該資料の 3 ページ目のほうをご確認願います。
0:24:30	こちらと比較表に記載の 7 号機のポンチ絵の方見ていただくと、若干本当にポンチ絵なので、見づらさって言ったところがちょっとあって申し訳ないんですけども、
0:24:42	赤線の一番右、
0:24:46	方角で言うと北川なんですけど一番キタノアノ上の部分ですね、7 号機だとちょっと右側にピョコンと赤線が出ていると思うんですけども、こちらの 6 号機ですと直線状になっていると、ちょっと
0:25:00	こういったところで、若干防火体の記載の適正化の方させていただきますここが、実際に工事で自主的に被覆した範囲となってます。
0:25:11	そこを今回適正化する形で
0:25:16	修正させていただきます。
0:25:20	規制庁の義崎です防火隊の幅は変わらないっていう認識でよかったですかね。
0:25:25	東京電力オギです幅については変わりません。
0:25:28	はい。その旨ちょっと備考の方にも、追記いただきたいんですけども、まずどこかっていうのを、
0:25:35	明確にしていきたいちょっと図が小さくて
0:25:39	跳ねているのが 1 番地、ナゴ期は右端だと思うんですけど、
0:25:46	1ヶ所っていう認識でよかったですかね。
0:25:49	東京電力オギでございます。衛藤湖等が 1ヶ所が目立ったところでございまして、あと何点か軽微に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:59	修正されてる部分があるんですけどもそういったところをちょっとわかるように、備考等でご説明、追記したいと思います。
0:26:08	はい、規制庁施設が何ヶ所かかっていうのと、大幅に影響がないかというのを少し明確にさせていただきたいと思います。
0:26:15	お願いします。それから、
0:26:18	ちょっと聞き漏らしたんですけど 11 ページのところろうで、
0:26:23	変更があるやなしやの話があったんですけどここは変更あるんですけどつけ。
0:26:28	11 か 13 カセましたけど、
0:26:31	7 号機と差異で何か、
0:26:34	項目が違うとかって言ってましたつけ。東京電力オギです。こちらにつきましては比較表に記載備考欄に記載の通り差異は特段ございません。
0:26:46	11 ページ目も 13 ページの差異は特段ございません。
0:26:50	市長イセわかりました。木幡河西我那覇記載の通りないってことですね、記載がない、なして書いてあるけども、実はとかって話は、
0:26:59	なかったでしょう。東京電力オギでございます。説明の方がちょっとわかりづらく申し訳ございませんこちらについては差異がないというのはこちらに記載の通りでございます、先ほどご説明させていただいたのは被害要因としてこういったものを今回抽出して、
0:27:17	屋外アクセスルート、保管場所等の評価を実施していますよということにな、ちょっとご説明を補足させていただいたのみとなっております。
0:27:26	規制庁吉瀬被害要因ってのは、どこを言ってるんですか表、東京電力オギでございます。比較表の 11 ページ目。
0:27:37	をご覧くださいと思うんですけども、11 ページ目の表 2-3 に、こちらであれば保管場所に対する被害要因。
0:27:46	というものを縦軸に整理してございまして、これらの項目について、今回評価を実施しているといったものとなっております。こちらにつきましては 7 号機も先行電力も同様の整理を行っているものとなっております。
0:28:04	規制庁ヨシザキそうすると被害要因が 7 号機とか変わってないってことですかね。
0:28:10	変わってどっちですか。東京電力大木です。被害オオイワな動きと変更ございません。
0:28:18	規制庁吉崎です。わかりました。外へナゴ来ても変更ないということで、わかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	先ほど何かあったというふうな感じで聞いておいたんでは、わかりました。
0:28:29	などはですね、比較表の 43 ページG、ここはだから先ほど聞いたのと一緒にですね。
0:28:36	大方の場所ですね。
0:28:43	等は比較の 53 ページも先ほど説明あったようにその安全、
0:28:48	施設建設センターが追加になってそれに対するアクセスルートへの影響があるので、その対象物に入れたということですね。わかりました。
0:28:58	それから、
0:29:05	比較表の 128 ページ。
0:29:10	これ屋内アクセスルートの変更ってあるんですけども、
0:29:14	クラークアクセスルート等、変更だとか追加とかって先ほどあったんですけど、
0:29:20	130 ページは追加でしたっけ。
0:29:23	ちょっとそこについての何だ、例えばその評価時間に対する影響だとか、その辺、
0:29:30	どう考えてるのかって説明してください。
0:29:38	当東京電力オギでございます。今回オクなアクセスルートについて変更と追加を行った箇所についてでございますけども、
0:29:49	まず 128 ページ目の図 4-1 の屋内アクセスルート図、8 分の 1、
0:29:56	の方でございますけども、
0:30:00	こちらにつきましてはもともとオペフローと呼ばれるエリア現象建屋 4 階のエリアでございますけどもそこに置かれるスタッドテンショナーとRPVヘッド間、
0:30:13	の間をもともと通るルートにしてございましたけども、そこについてちょっと狭隘部だと通行不可であることを確認したため、
0:30:23	方角で言うと南側からタダ北川に変更したものとなつてと、特にその通行時間等がそんなに変わるような、
0:30:30	ものとはなつてございません。通れる、ハバノ法を採用して、ルートを若干右側に変更したといったようなものとなつてございます。
0:30:43	ちょっと変更前のルール等の記載がないのでどこがどう変わったかについてというのが、口頭だとなかなかお伝えしづらい部分がございまして申し訳ございません。
0:30:57	規制庁の吉崎です。説明の通り少し口頭だとかこの図だと、変更前とわからないんで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:05	補足説明資料を1枚用意してもらって、前後で、
0:31:12	比較して、先ほど狭い、そういった理由もあると思うんでそういったところと、あと130ページの方には追加のルートもあるっていうんで、
0:31:22	ちょっとその時間との関係に影響があるのかどうかっていうのと、なぜ変えたのかとか理由も含めてちょっと補足のほうで、詳細に説明いただきたいと思うんですけども、いかがですか。
0:31:37	東京電力オギでございます。衛藤おっしゃられる通り、ちょっと備考欄での説明に限界がある箇所かと思っておりますので、補足説明資料の方も1枚2ページもの程度になるかと思うんですけどもご準備させていただいて、追加させていただきたいと思っております。
0:31:55	はい。規制庁の吉崎ですよろしくお願いいたします。それと補足説明資料で、先ほどの
0:32:03	軽油タンク南側のアクセスルートですか。
0:32:07	この
0:32:08	追加いただいた、230、
0:32:14	2ページですね。
0:32:16	少し確認なんですけども、
0:32:19	その設置許可の段階では、図の赤と青と、どちらのルートが政令、
0:32:26	有効性評価のその時間評価に使ってたかどうかっていうのを説明お願いします。
0:32:46	はい。
0:32:47	はい、東京電力ホールディングスの高橋と申します。232ページについてご説明いたします。EPの時はですね、EP申請時の時はこの赤いルートと、
0:32:56	ですね、この青いルート、両方記載させていただいておまして一応正規のルートとしてこの青いほう採用してございます。ただこちら、
0:33:07	対策が必要な箇所ということで迂回ルートの
0:33:12	その方が事前対策をすることで、より安全に通行できるとただし、道路の舗装の関係等がございましたので青いルートが当時の正規ルートとして、
0:33:23	設定させていただいたものになります。
0:33:27	時間につきましては、こちら設定しておりますがご覧いただいている通りほとんど距離的には影響ないというところで時間的な影響には差異はないというふうに考えております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:40	はい。寄生虫施設の説明はわかったんですけど、その辺少し補足いただきたいというのと、
0:33:47	当初どっちが政令で変わったんですけども時間的な評価は変わらないというのとあと長さだとか、あと変更内容のところを書いてあるんですけど、最大 40 センチのダンサーっていうのは、
0:34:02	青いところの、
0:34:04	にあったと思うんですけど、その場所がどこかだとかっていうのを追記いただきたいんですけども。
0:34:10	よろしいですか。
0:34:11	はい、わかりましたこちらにつきまして資料の更新の状況の前後がわかるような資料を用意させていただきます。
0:34:20	はい。規制庁吉崎です。お願いします。
0:34:23	あと何だ、マンホールが、
0:34:26	233 ページの方で、先ほど説明なかったんですけど、その影響評価で、変更後の 6 号機の軽油タンク、南側のアクセスルート上にはマンホールが存在するが、
0:34:40	不等沈下量 15 センチ以下であるので影響は、通行性に影響ないって、その場所をもう少し、その変更後にどこにあるのかというのを示していただきたいんですけども。
0:34:52	よろしいでしょうか。
0:34:55	東京電力の大嶋と申します。承知いたしました。ちょっと場所を確かに明記してませんでしたので、資料に追加したいと思います。
0:35:04	はい。規制庁吉崎です。お願いします。
0:35:07	8 と比較表の方の説明で、No.6263 で、
0:35:12	何だっけ、
0:35:25	規制庁有施設ナンバー62-6 号機軽油タンク。
0:35:31	地盤改良Cだとか、63 の地盤改良Dってのは、
0:35:37	ここの表だとか図でいうとどこなのかってのも、
0:35:41	少し示しづらいのかもしれないんですけど、
0:35:46	ここについては、何か説明あるんですけどこの表では。
0:35:51	もう削除されてないってことですか。東京電力の嶋でございます。ちょっと、そうですね
0:35:59	6263 に対応する位置を 232 ページのルート上にちょっと落としてはいないので、そこも前後でわかるように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:09	全体的にそこを前後比較できるような資料にちょっと更新したいと思います。具体的には、
0:36:16	232 ページ農場下にある、上の方ですね変更前の方の、
0:36:21	青いルートは軽油タンクの左側をちょっと折れて通る 9 ルートですね、こちらのところに、その下に地盤改良がございまして、あそこで段差 2 ヶ所、
0:36:33	入口と出口で生じるってところが、今回削除されたっていう内容になります。資料の方にはそれをお諮りしたいと思います。
0:36:42	はい。規制庁吉崎ですよろしくお願いします。
0:36:45	それと、
0:36:48	それぐらい。
0:36:53	規制庁という出席です 233 ページの、
0:36:57	上のそのマンホールるーニイツの 15 センチちゃん
0:37:01	影響がないよっていうのと、この下の、
0:37:04	20、表 22 の一位は、
0:37:07	どういう関係なんでしたっけ。
0:37:17	あすいません変更後で問題なしになってるところに、そのマンホールの 15 センチのところは、これ 0 でいうと、
0:37:23	05 なのか 0 なのか、どう、何か該当するんですか。
0:37:32	全く関係ないんですかね。東京電力の芝でございまして。そうですね問題なしのところに入りましてちょっとページが、
0:37:42	ご説明してなかったページになるんですけれども、
0:37:47	140
0:37:52	2 ページですかね、142 ページで、
0:37:58	でも、
0:37:59	100、139 ページからずっと表が続いていて、段差緩和対策の対象構造物を、評価 5010203 ということで抽出して、対策を、
0:38:12	から、
0:38:14	ABC
0:38:16	の 4 種類、AとDまで対策打ってるんですけどもその 142 ページの 78 番。
0:38:23	不満ホール、こちらが、評価結果 02 ということで、
0:38:27	浮き上がり対策。
0:38:28	を実施しています。これがタイプCということで、タイプとか対策の種類の C ということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:35	それが 144 ページの、
0:38:37	ホアシ。
0:38:40	形で、ちょっとこれマンホールではなくて、代表例で書いてますけどもこういった対策をして、
0:38:45	ここ問題なしというふうに、
0:38:48	しているという状況になります。ちょっとそれも 230、
0:38:52	3 ページには、この説明は特にこちらには入れてなかったんで、
0:38:56	ちょっとこのリンクがわかりづらいと思うので、ちゃんとそこ、わかるようにリンクは、ありたいと思います。はい。
0:39:03	はい。規制庁吉崎です。はい。そそれが言いたかったのではない。
0:39:08	よろしくをお願いします。
0:39:11	あとちょっと記載だけなんですけども、
0:39:19	シノ。
0:39:20	本体、別紙Gの資料の、
0:39:26	昨日、
0:39:31	72 ページをお願いします。
0:39:40	72 ページに、その図 3-12、不等沈下対策のイメージ図であって、
0:39:48	この説明が 70 ページのした方にあるんですけど、
0:39:56	あらかじめ
0:39:58	不等沈下対策をしていくことによって、
0:40:03	営業部再設計ってあって、
0:40:05	すいませんちょっと。
0:40:07	ここの、
0:40:09	路盤補強材が不等沈下対策。
0:40:13	になってるってそういうことですか。
0:40:16	東京電力の嶋ですはい。ご認識の通りです。はい。
0:40:22	規制庁井関です。あと、何かその下の地中埋設構造物等何か、
0:40:28	若干ずれてるんですけど、これは何か意図してるんですかね。それとも、これこれが、
0:40:34	何か意味があるんですか。はい。東京電力の嶋です。
0:40:40	段差が生じる場所が、構造物と構造物がないところの境界で、何もしないと、そこに大きな段差ができることになりますんで、
0:40:50	そこに対して緩衝材を表面に入れることで、何ですかね、段差じゃなくてなだらかな後継者になるように、田井他の対策をしてるっていうのが、補強材になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:04	岸井という主席ですそうするとこのなんだ、路盤補強材の左側って、
0:41:10	ずっと何もないけど、それは、
0:41:13	何だ。
0:41:17	なぜ、どういうふうにして判断してんすかね。
0:41:20	その幅なんですけど、
0:41:23	路盤補強材の、
0:41:25	どこまでやるようになってるんですか。
0:41:36	東京電力の大嶋でございますちょっとアノ7号機のときに、JISの審査の中で、
0:41:42	当実験をしてございまして、ページが、
0:41:47	補足くう資料の方の、
0:41:49	100、
0:41:52	145 ページ以降に、
0:41:59	実際に
0:42:02	段差緩和対策ということで、
0:42:10	ここにちょっと資料をまとめてございまして、ここで検証されたところで、
0:42:16	現地でも同じような仕様で、設置してるっていうところになります。
0:42:22	ですので、ちょっと具体的にその幅が幾つとかまでは、
0:42:39	計算式が記載してございまして、
0:42:45	ちょっとこれの計算に基づいて
0:42:54	ちょっとすいませんここ確認させていただいていいですか。明確に今記載してないので、
0:42:59	はい。
0:43:00	はい。んし、わかりました趣旨はわかりました。ここで何もないところは、路盤補強材でそれしないと、沈下するかということで、それをどういうふう設定してるのかなと思ひまして、
0:43:13	はい、はい、承知しました。
0:43:16	次回以降でお願いします。
0:43:19	はい。
0:43:20	私から以上です。
0:43:25	規制庁の宮崎です。今の、
0:43:29	ダンサーの対策で、これ車両走行によって、
0:43:33	これ確認されてるんですけど、この数、車両とか写真の、
0:43:37	車両で評価されてるってことですか。
0:43:49	40440

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:52	146 ページ、東京デリカの河口でございます。
0:43:57	145 ページの写真のように、この実験では、この車両でやっておるんですけども先ほど 146 ページにこの計算式があるということでこの中で車両の重量を考慮して、実際の設計を行っているということになります。
0:44:14	規制庁の宮崎です実際事故時に、
0:44:17	可搬のですね、車両っていうのはもっと大型化ですよね例えば、
0:44:24	ドイユリポンプ車とか、
0:44:25	そういった大型トラック比木材も含めてそういったものがおそらくこの段差を伝って、
0:44:33	いろんなアクセスルートを含めていくと思うんですその辺のその評価っていうのは、やってるんですかね。
0:44:41	はい東京デリカの河口でございます。都竹ツジページの 147 ページの方に、層厚を想定する車両はという説明を文として書かせていただいております、この車両総重量が最も大きい。
0:44:53	この図の 9-14 熱交換機ユニット、
0:44:58	重量というのを考慮して設計を行っている、ということになります。
0:45:06	成長のミヤザキ出てるので
0:45:10	これをすればすべて包絡できて、
0:45:15	一応、その他のいろんなポンプ車含めて、
0:45:21	店長者とかいろいろあると思うんですけど、その辺も全部網羅できるという、確認はされてるってことですか。
0:45:29	東京営業部河辺でございます。ご認識の通り、最も重量が大きいもので確認しているということで、すべてそれに含まれるというふうに考えております。
0:45:42	規制庁のミヤザキですちょっとしつこいようですけどおそらくですね道路についてはホース展張車方数のいろんな
0:45:53	敷設とかですね。
0:45:55	例えば、ホースブリッジなり何なり、
0:45:58	多分引くとは思うですよ。
0:46:00	事故時は、
0:46:02	どうなんすかね。その辺は、
0:46:04	FAX、道路上にいろんなそのホースが引かれて、
0:46:09	いると思うので、
0:46:11	そこは、
0:46:12	東電さんは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:15	金少なくともこの該当部分については、そういった放送和布引きます予定はないということによろしいですか。
0:46:37	はい。東京電力の高橋です。段差箇所につきましてホースの敷設等は当然あり得るというふうと考えておりました、
0:46:47	そこについては車両が通行する箇所についてはホースブリッジ等で不車両が
0:46:57	通れると。
0:46:58	というような処置を講じた上での対応をするということで、準備の方をしてございます。以上です。
0:47:06	はい。規制庁宮崎です。わかりましたいずれにしてもこれ、具体的には公認でいろいろ言う話でもないとは思いますが、
0:47:15	その辺も含めて確認をしていただければというふうに思ってます。
0:47:19	それ等ですね。
0:47:21	これは、
0:47:24	発足の2、
0:47:27	0ニイヅの2番の、これは、
0:47:31	何か、
0:47:32	アクセスルートの、これ補足説明資料ですね。
0:47:37	資料で先ほど、
0:47:41	軽油タンクのアクセスルートの変更という形で、図面が
0:47:49	あったと思いますが、
0:47:52	左側にですね、これの防火水槽があると。
0:47:56	あるんですかねこれ。
0:48:00	はい。東京電タカハシサノこちら図面に記載の通りはい、防火水槽が地下の方にあるという状況です。はい。
0:48:10	消火活動、
0:48:13	例えば大規模損壊も含めた消火活動にはこれ干渉しないという確認をされているという認識でよろしいですか。
0:48:22	はい。東京ドームの高橋です。そうですねこちら防火水槽に若干近くなるようなルートになりますが消防車、この
0:48:32	防火水槽の北川はですね全面的にアスファルトの敷地がありまして旬消火活動には影響がないというふうに評価しております。以上です。
0:48:43	その辺は一応ここに追加してもらって、232ページあたりに、ちょっと何か確認したような確認して、わかりました。東京電力高橋です。はい。防火水槽の近傍であるが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:54	消火活動、こちらの水源を活用した消火活動には影響ないことを、評価済みといったような趣旨の記載をいたします。はい。規制庁宮武です。私の方から以上です。
0:49:08	規制庁吉崎です。
0:49:10	確認ですけど、比較の 84 ページ。
0:49:14	今、
0:49:16	ちょっと確認したところなんですけど 84 ページの経営監区南側のアクセスルートの雨谷ルート変更の一番下のポツのところで、
0:49:26	問題なしと、背景を青色に変更とありまして、
0:49:34	青井のところを見ると、6 号機タンク分
0:49:38	地盤改良いってというのが、
0:49:41	追加になってて、
0:49:43	これ。
0:49:44	これはどこなのか説明してますかね。
0:49:59	東京電力の嶋でございます。先ほどのルート変更でご説明したところと、ちょっと場所が変わっています。そこではなくてですね。
0:50:08	ちょっとこちらにも具体的に明記してないので、
0:50:12	けれども 232 ページのところではちょっと拡大でわかりやすいのでここでご説明しますと、
0:50:20	あと軽油タンクが真ん中に、
0:50:22	あると二つ丸があると思うんですけどその、上っていうんですかね。建屋側の方に、鍵で折れてるルートがあると思います。こここの部分を、
0:50:32	今回対策をしてるんで
0:50:36	対策問題なしという形で青くハッチングさせていただいてるっていう変更になります。
0:50:43	ちょっとここは、補足では特に触れてなくて表の変更だけになってます。
0:50:49	というのが今の現状になります。
0:50:53	規制庁呉セキサノ。
0:50:55	変更前は何か。
0:50:58	問題があったんですかね。
0:50:59	何か変更まで何も無い、ないから。
0:51:02	で、変更後が何だ。
0:51:06	問題安心にして評価して青い変更点で変更前がどうで変更後はどうだったか、っていうのを説明してますかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:27	東京電力の中嶋でございます。
0:51:30	ちょっとあの比較表だとわかり、ちょっと見づらいんですけどもその前後、赤く塗ってる、ハッチングしていると思います表のところでこの赤のところが、
0:51:41	ちょっとわかりづらいので補足説明資料の方の 123 ページ。
0:51:48	これ変更後になってしまうんですけども、
0:51:54	123 ページGで赤くハッチングしてるところが上下に 60 番 60 時間とかあるんですけどもここに※の 4 と打ってある。
0:52:04	一番右に問題ありの右上に、その下、表の下を見ていただきますと、
0:52:09	仮復旧ルート上ではないことにより、ホイールローダによるアンドウ朝、
0:52:14	腹筋で対応可能ということで、注記してますんで、もともとはこの色になってたっていうところですよ。はい。
0:52:23	これが今回対策で
0:52:26	青で問題なしというふうに変更させていただいているという状況になります。
0:52:32	はい。規制庁という出席者の状況わかったんですけど、62 番だけなんでこれを
0:52:38	まだ対策問題なしというか
0:52:43	対策をして問題なしにしたんですけど。
0:52:48	他もやればいいんじゃないかと思ってるけどここだけ何か徳田市になってるってのは、そんなどんな理由なんですか。
0:52:53	東京電力、中嶋です。こちらの 62 番のところは、対策をしておく、六、七号建屋に向かうときの、
0:53:03	一応最短距離を確保するためのルートになっておりますので、仮復旧ルート上ではないんですけど、自主的にやらせていただいたというような形になります。
0:53:16	規制庁の遊佐です今の説明でわかりましたで、そういったところも先ほどの何だ。
0:53:21	22 の補足に、
0:53:25	少しでも関連して変更してるから、
0:53:28	そういったところもわかるように、今の理由と含めてな。いやいろいろあるんですけどもこれだけ地盤改良しましたって言うので、
0:53:37	別にやる分には全然オッケーなんでね、少しわかるように説明をして、
0:53:44	説明の方に反映していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:53:49	東京電力中嶋です。承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:53	はい。規制庁吉崎です。よろしくお願いします。
0:53:56	私からは以上です。
0:54:16	あ、規制庁の江崎ですけども、私からですね結構幾つかあるんですけど、
0:54:23	一番大きい話としては、
0:54:26	そもそもね、今回の設計進捗に伴う、
0:54:31	変更って、まだ足りてないんじゃないかと思っていて、
0:54:34	1コガ第3電源で、
0:54:37	ヒアリングした。
0:54:38	どうすれば、
0:54:45	資料持ってきたけど、これは、
0:54:48	うん。それって、
0:54:50	どこかっていうと、
0:54:53	こっちの①の資料でいうと、
0:54:59	新設をどうすればがもうすでに作って、
0:55:02	作りつつあるんだと思うんですけど、基本的には、
0:55:05	ここ6号機のアオキ、
0:55:08	特注だけではなくて、ほぼDOS炉ステファンの塗料っていうのは、
0:55:16	と、
0:55:19	62ページで言うと、
0:55:22	②、③で一応は分布としては③から④の間、中間点ぐらいまで、この斜面上の方に、
0:55:31	野瀬もあるんですよ。
0:55:34	それで、
0:55:36	本件は名オオキのを、本体審査への影響があるかなしやってのはなしっていうふうになってるんですけど、
0:55:44	あったとしてもこっつてどうルートだから、特に関係ないっていう話、車両ではないので、もともと、
0:55:51	ここの②③の呉判定の中で、もともと、
0:55:56	滑ってしまっていていわゆるそ滑った度量が、このアクセスルートにかぶってしまうんですけど、車両とか、いわゆるこの、
0:56:07	アラカワ、荒浜側の保管庫、
0:56:11	それから、この大湊の方に行くルートとか、車両がね、移動するルートとしては関係なくて、
0:56:18	いわゆる何だっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:22	事務棟でしたっけなんでしたっけ。フジモトでしたっけ事務棟からの、
0:56:27	Tall参集ルートもいくつかありますよね。そうしたのもあるので、特段問題は無いっていうオクノ本体審査にはなっているのでそれも含めて、影響ないとしてるんだけど、やっぱりそこって、もうすでに、
0:56:41	どうすれば、
0:56:43	作っていることもあり、第3電源の時に一応影響はないことは確認してありますが、改めてそれは、
0:56:52	新しい情報として、インプットしていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。はい。東京電力の嶋でございます。承知いたしました。そうですね確かにここご説明してる経緯もありますので、資料にちょっと補足。
0:57:07	ですかねそのときの説明資料も踏まえて、追加したいと思います。
0:57:12	江崎です。もう1個あって、残置物。
0:57:18	残置物の影響があるやなしあって、少し含みおいた方がいいんじゃないかなって思っていて、
0:57:25	どこのページかって、パッとこないんですけど、多分補足説明資料の中にあると思うんですが5号機の排気塔だとか、後期のフィルタベント残置物の時にはこの中で書いてある7号機もそうでしたけど、
0:57:37	いわゆる杭を期待しなくても、
0:57:40	別に設計成立するんで問題ないとはしているんだけど、
0:57:44	やっぱりその残置物を、
0:57:47	調査しましたよね。
0:57:49	ほで、繰り返しましたよね。そう。
0:57:52	によって、特にそうそういった影響はないとか、いうことまで、
0:57:56	記載する必要があるんじゃないかということ。
0:57:59	と、
0:58:01	あれだけね、大騒ぎしたんで、
0:58:03	やっぱりそれはやっぱりしっかりと、
0:58:06	あるべきところで記載して説明して納めるべきだと思います。それとともにですね、
0:58:13	撤去した残置物はあるんだけど、
0:58:17	残った残置物もありますよね。一応、
0:58:22	いわゆるすべての団地改良地盤体を撤去したわけじゃないので、それと学説ルートの関係性は、
0:58:31	もうちょっと説明する必要があるんじゃないですか。提供ないとか、
0:58:35	段差の問題になると思うけど、関係ないですって。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:39	アクセスルートとの位置の関係からとか、そういった説明が要るんじゃないかと思えますけど、この2点、いかがでしょうか。
0:58:54	オクデラオオキでございます。5号機のフィルターベントですとか荻野スタッフの周辺、国の残置物の関係で掘り起こした部分、
0:59:04	その残った部分についてですね、資料でわかるように、反映しましてその影響はどうかということを、
0:59:12	補足か何かで追記するようにいたします。
0:59:18	規制庁の江崎です。今日いろいろ説明聞いて少し、少しわかった点もあるんだけど、まだわからない点も結構あって、
0:59:26	当然この、
0:59:28	添付資料、別添の方を、
0:59:31	だけでなくて補足説明資料を、なん大きな人と当初と比較すると細かいところで違ったりしたりするのもあるので、我々としてはその差分、
0:59:43	どういった理由で、
0:59:45	起きているのかさつき、話があったようにですね、そういった含めて、なぜにこういった差分が出てきたのかということは、基本的には出たということ認識するだけではなくて、
0:59:57	出た理由まで、基本的にはちょっと我々として、
1:00:01	把握する必要がありますんでそれをちょっと丁寧に今後また説明いただきたいと思うんですけど、基本的には、1個1個あれで、
1:00:08	ここの部分の比較表まで作ってくださいと申し上げませんが、何が違うのかは、ちょっとこれを細かく説明いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。
1:00:28	東京ダイゴオギでございます。今回補足説明資料につきましては、項目の比較表のほう資料でご準備させていただいてはいるんですけども、比較ほんとに項目だけの比較ですので、多分わかりづらい点、多々あったかと思えますので、
1:00:44	ちょっと説明その仕方につきましては、一度社内で検討させていただきたいと思うんですけども要所要所につきまして変更した箇所については今後丁寧に説明させていただきたいと思えます。
1:00:58	よろしくお願ひします。それでしてね、もう1個、前からも言ったつもりなんだけど、反映してないんですけど。
1:01:07	例えば、この③の資料、補足説明資料の、例えば9ページ。
1:01:15	この、例えば保守的な図2-2の一番、図2-2の一番下に書いてある保守的な堆積土砂の形状設定っていうのは、これは一応、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:27	許可から含めて、
1:01:29	認めてはいるんですけど、許可中の時には記憶、僕の記憶だと。
1:01:33	いわゆる
1:01:35	これに対する妥当性ってここに今説明してる形にはなっているんだけど、だけではなくて、
1:01:41	そのとき確認はしてるんですよ。
1:01:44	いわゆるハンチ青井はパンチングしてる度量が実際の滑り計算。
1:01:51	上で考えられる。
1:01:53	1.0 を、
1:01:56	円弧滑りが起きたときに、その円個数の最大限の度量になるような円弧滑りを想定し、セさん算出して、それに対する
1:02:07	度量等この三角エンドウ様が、
1:02:12	イコールになるというよりは安全把握できるって説明聞いてるんですよね。
1:02:17	その説明ってアオキからそうなんだけど、工認からちょっと記載されていなくて、今、昨今女川でも似たような話がちょっとあって、そこは念のためにやってる。
1:02:28	モリノ斜面なんだけど、
1:02:30	同じようなこの考え方、近い考え方してるんだけどやっぱり、
1:02:34	同じように、そう、妥当性は確認してんですよ。でもそもそもここで6名設置局であると認め、その確認をした上で認めていて、なぜそんな確認をしたかっていうと、
1:02:46	さかのぼることの確か高浜JAXAハマダナツメ大井神山どっちか。
1:02:51	やっぱりもし時間があって、
1:02:53	同じような考え方をしているので、いわゆるそのフラッシュとかどうかイデやった円弧滑り喉最大度量。
1:03:01	滑る量を算出してそれが自主的にこういった
1:03:07	考え方に基づいて、
1:03:09	妥当性があるかどうか確認してますんでそれは御社の後でやっている女川も同じですので、そこはちょっと説明していただきたいと思うんですよ、で計算をする、するまでもなくて、それに近いものとして今残ってるのは、
1:03:23	27 ページと 26 ページにあるまとめ資料、補足説明資料の、
1:03:29	これは保管庫の、
1:03:33	東側西側っていうか、荒浜側近江イトカワ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:38	ノースそれぞれの
1:03:40	滑り計算をしたものを、どう会を通じて納付結果を踏まえて、それで基本的には、
1:03:46	うん。
1:03:48	保管場所の、
1:03:50	どこまでが座れないのかっていう、どうこれ同定してますっていう、この結果、これと同じ結果を用いて確か許可は聞いてます、いわゆるその結果で見て、最大限市で最大限どこまで詰めるか、
1:04:03	大きい滑りはどこなのかってのこれ、想定しているので、
1:04:07	そこで出てきた度量等、
1:04:09	実際さっきの方、
1:04:11	考え方、考えに基づいた、森尻か。
1:04:14	敷地の低い方
1:04:17	のり方かごめんなさいのり方から 10 ゴトウ放射、傾斜した三角形の部分の面積が、
1:04:25	の方が、
1:04:27	大きいよという説明を受けています。
1:04:30	それをまた図をもう一度ですねそそう同じように、そのときも確か保管庫、
1:04:36	そのときは最初は荒浜側だけだったと思うんですけど今大湊もこれあるので、それぞれの位置を検証して、
1:04:43	検証した上でこれを使っているというたてつけにしていただけないでしょうか。
1:04:59	東京電力の笹でございます。承知いたしました。許可のときにはいい。私も説明したという記憶がありますので、ちょっともう 1 回再確認して、こちらの資料にはいいハヤシたいと思います。
1:05:31	規制庁だけちょっとなんと長くなるかもしれないですけど、あんまり大きい話じゃないんですけど、この補足説明資料の 61 ページ。
1:05:40	それぞれホイールローダーとかですねタンクローリー、
1:05:44	この中で出てますよね。これなオクノとして見ると、微妙に違うんですよ。だから今回何かなぜか何かね。
1:05:51	例えばホイールローダータンクローリーで腐食上の二つ、
1:05:56	で、
1:05:57	1235 を、を、
1:06:02	5 段目の可搬型、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:05	大体中種注水ポンプのエーワンとかですね、あちこちなんかに1本ずつ増えてんだよね。微妙に行ったんです。これどういう理由ですか。何か。
1:06:16	装置を何かつけたんですか。いや、なんで、もともと訳だからそんなに目くじら立てないし、出てくる結果の、
1:06:26	をね、設置率も変わってるわけじゃない。どうでもいいんですけど、ただ、何か軒並み増えていっているんですが、次の4062ページもそうだし、
1:06:38	何でか、もう1点増えた。
1:07:06	東京で2コウ2でございます。こちら数値ご指摘の通り確かあの1Gとかぐらいで本当にその差ぐらいで、ちょっと変わったかと思うんですけども、ちょっと7号機の時にあんまりその切り上げとか四捨五入とかってあまりちょっと統一した記載してなかったようなところでして今回、
1:07:26	そうですね。今回6号機ではそのエビデンスの記載値を保守的に切り上げた形で約表記で書かせていただいておりますのでちょっと若干の数値の差異が発生している箇所となります。
1:07:38	わかりました。それはそれでいいとして70ページの表の73の、
1:07:43	これだと動きがあれだけだと思うんですけど。
1:07:46	5-2と5の、52と53の管理番号のところの、
1:07:54	図面番号が抜けてますというだけの話です。
1:08:00	東京電力大井でございます。大変失礼いたしましたこちらの方追記させていただきます。はい。
1:08:07	ちょっとさっきの話にちょっと振りかえるんですけど85ページで、
1:08:13	ここで表の
1:08:16	なあなあでさっき言った5号機の排気塔が出てくるんですが、これって
1:08:22	後ろの方に書いてあるんですが、以前と変わらないんですけどね。ここで残置物の調査踏まえ、
1:08:29	結局掘り返したんですよ。
1:08:34	どうでしたっけ。
1:08:40	オクデラコウオオキでございますこちらを掘削したのはですね、5号機のフィルタ弁等の
1:08:49	部分でございますその一部工事、掘削しまして、そこはもうおめ戻しているという状況になります。
1:08:59	規制庁、矢崎です排気塔の方は残置物は一応なかったという認識でよかったです。そこは単なる事実確認ですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:08	はい、東電の幸喜でございますそちらにつきましては、主排気塔についてはないという状況ですね。
1:09:30	少し待って、どこだったかな。
1:09:41	麻生。
1:09:43	えっとですねちょっと
1:09:45	88 ページの表の七、八の、
1:09:53	上の方で、111 番ってあるでしょ上の方で、原子炉建屋とさっきちょっと説明があったんですけど、比 112 番 113 番。
1:10:03	下の 6 号機の原子炉建屋とか、6 号機の大物搬入建屋後、6 号機の下 の、
1:10:11	6 号機格納容器フィルターベントですね、これらが今回、
1:10:18	新たに追加になってるって認識してるんですけど。
1:10:22	特に原子炉建屋が、
1:10:25	前回拾ってなくて、今回、現れた理由って、どういった理由になるんですか。
1:10:48	基本的なオクの時でもこの 6 億近くの
1:10:51	アクセスルートという、以前から変わってないので、
1:10:55	ここでプツと上がってきて、なんで 6 号機の建屋と原子炉建屋ってなんかどうでもいいところが、オオバノサカで浮上したのかよくわからなかったんで、ただそれだけなんですけど、
1:11:22	5000 アンドウ 09 オオキでございます 7 号の時はですね、直接関係するルートではなかったんで、その時には関係ないという整理で、記載はして、
1:11:33	おらなかったんですけども、今回は影響するということで、改めて記載をさせていただいた。
1:11:38	7 オクノ時は基本的に 6 号機の方の使用はしないので、アクセスルートとしては、示していたけども、
1:11:45	そのときは、
1:11:47	記載してない。逆に言うと、確認はしてないんですけど、その登記アオキの常盤永岡啓将ダテとか、掲載されたんですよという認識でいいですか。
1:11:58	すいませんもう一度よろしいでしょうか。ごめんなさい。7 号機の工認の時は、そうずっと、アオキの
1:12:04	検証建屋は、
1:12:05	記載されていてそれは削られているという認識でいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:12	藤徳紀がオオキでございます今回はそのまま記載してございます。
1:12:18	この辺ですねちょっと図面持って説明されないと何か頭の中は理解できないんで、何でもって変わったのかってのはちょっと理解できないと審査にならないので、ここはちょっと、
1:12:30	できるだけさっき言ったね、話で、
1:12:33	丁寧に説明してください。
1:12:36	あと同じページで言うと、18 ページから 19 ページと、くどいですけど、
1:12:43	いえ、要は協力会社さんの割とタテが家が膨大に増えてるんだけど、
1:12:48	これっていうのは
1:12:51	この再稼働時に消えるものではなくてこれ今現時点これだけあって、
1:12:56	再度同時には変わるっていうふうに考えて経なくなるっていう可能性なんですか。あるんですかね。
1:13:03	はい。東京電力大木でございますこちらの仮設建築物になりますので変動する可能性がございます。
1:13:12	わかりました。これはまだ可変性があるということで理解しました。私からは以上です。
1:13:24	規制庁の宮崎です。一つ確認の先ほどのですね言われました
1:13:31	80、これは何か、
1:13:34	アクセスルート補足説明資料の 88 ページの
1:13:38	表の 7-8 とか、
1:13:41	先ほどの
1:13:44	フアウェイ、トーカイによる影響評価の範囲ということで、リストアップされてまして、
1:13:52	これって協力会社さんの建屋がかなり
1:13:58	対象に入ってるんですけど、
1:14:01	AASEを委員とか代表総務課の要員については、
1:14:09	その建屋は問題ないんですかね、要は常時待機されてると思うんですけど、そのあたりの、
1:14:18	評価っていうのはされてるんですか。
1:14:42	あ、すいません東京電力の高橋です。もう 1 つ趣旨の確認なんですけれども、こちら、
1:14:50	緊急時に対応する要員は、江藤江藤約 25 名程度が 5 キーの
1:14:59	原子炉建屋内の緊急時対策所の近くの建物に、田井城戸で、第 2 陣と呼ばれる 25、5 人程度のものが、
1:15:08	ここに書いてある、大湊高台宿直等という

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:13	103 番ですかね。
1:15:14	はいこちらの方に待機するという形になります。
1:15:19	規制庁のミヤザキですわかりましたそれは休日夜間ということで、田崎主事は、高橋です。はい。休日夜間を、すいませんあと平日日中も含めて、
1:15:29	こちらに常駐平日日中夜間だから 24 時間いつでも、その今言った 2ヶ所には職員が常駐するという体制になります。
1:15:40	その他の要因につきましては、事務本館の方に、平日中ですと事務本館で休日夜間になりますと参集という形で、緊急時対策所の方にまず一度集まるとそういう運用になってございます。
1:15:57	はい規制庁ミヤグスアノ消防建屋は問題ないんですよ。
1:16:01	はい。消防建屋、
1:16:03	につきましても自衛消防隊の職員が常駐するような形で対応を行うことになっておりますこちら 24 時間 365 日の常駐になっております。
1:16:17	はいわかりました。
1:16:24	はい。規制庁の千明です。他、確認する点ある方いらっしゃいますか。
1:16:31	よろしいでしょうか。
1:16:35	はい。では前半のアクセスルート、
1:16:38	に関連する部分については以上としたいと思います。江藤市長の入れ替えがありますので、一旦ここで録音の方を停止いたします。
1:16:50	はい。規制庁チギラです。それではヒアリングを再開いたします。
1:16:54	続いては海水貯留堰の説明についてお願いします。
1:16:58	はい。東京電力の千田でございます。まず海水貯留堰の耐震強度計算及び取水口案耐震計算に関わるご説明につきましては、資料ナンバー 5 の、
1:17:09	資料 8、浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料、
1:17:13	及び、資料ナンバー 6 の比較表を用いてご説明の方させていただきたいと思っております。
1:17:19	まず、比較表の方をご覧ください。
1:17:21	表紙をめくって 1 ページ目をお願いいたします。
1:17:27	こちらの比較表につきましては、左から 7 号機の目次、6 号機の目次、そして一番右側に 6 号機申請での変更点のみを記載してございます。
1:17:36	本日はご説明させていただく範囲につきましては、今回の 6 号機の目次で言いますと、2 ポツの 1 の海水貯留堰の耐震性に関する補足説明し、補足説明。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:47	それから、次ページに示しております。2 ポツの 6 の取水護岸(7)号機設備の耐震計算に関わるに関する補足説明までの範囲となっております。
1:17:58	それでは 2 ポツの 1 からですね、本比較表を用いて、7 号機からの破砕についてご説明させていただきたいと思います。
1:18:05	まず、2 ポツの 1 の海水貯留堰の耐震計算書に関する補足説明につきましては、本文につきましては、申請号機の違いによる名称の変更のみとなっております、耐震評価結果に変わりはありません。
1:18:18	また、参考資料につきましては、参考資料 1 から 6 につきましては変更ございませんが、ございません。また、次のページになりますが、参考資料 7 といたしまして、今回新規参考資料 7 につきましては、今回新たに作成しております。
1:18:32	こちらにつきましては、海水貯留堰の鉛直保有周期を新たに整理したものととなっております。
1:18:39	続きまして、2 ポツの 2、海水貯留堰、各 7 号機設備の耐震計算書に関する補足説明になります。
1:18:45	こちらにつきましても、6 号機同様にですね、申請号機の違いによる名称の変更のみとなっております、評価結果に変わりはありません。
1:18:53	また、参考資料につきましても、参考資料 1 から 6 につきましては変更はございませんで、新たにですね参考資料 7 として、
1:19:00	海水処理セキ(7)号機設備の延長こういう収益を新たに整理してございます。
1:19:06	続きまして 2 ポツの 3、海水貯留機の強度計算に関する補足説明になります。
1:19:11	こちらにつきましては、本文につきましては申請号機の違いによる名称の変更のみとなっております、下地評価結果に変わりはありません。また、参考資料につきましても、7 号機と変更はございません。
1:19:24	2 ポツの 4、海水貯留堰各 7 号機設備の強度計算に関する補足説明につきましては、こちらにつきましても本文につきましては、申請号機の違いによる名称の変更等至っております。また、参考資料につきましても変更はございません。
1:19:39	この海水貯留堰の強度計算におきましては、7 号機の当初のみですね、参考資料といたしまして、止水ゴム、取付部構造材への漂流物の衝突 9、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:49	可能性に関する検討というものを、参考資料をつけさせていただいております。
1:19:53	こちらにつき、こちらですね、止水ゴム取付部鋼材への漂流物の衝突につきましては、7号機小ナゴコウにおきまして、7号機の改正処理セキと、
1:20:03	6号機の海水中付を比較してですね、鋼管矢板と全面公開間の離隔距離の関係から、7号機設備による設計検討が保守的であるため、7号機の検討で代表の方をさせていただきます。
1:20:16	以上のことから、7号機のみですねこちらの参考資料を作成させていただきます。
1:20:20	この代表性につきましての説明は、7号工認資料における6号機ですね海水貯留堰の共同計算の中で、記載の方させていただきます。
1:20:32	続きまして、2ポツの後、取水護岸の耐震計算書に関する補足説明の説明になります。
1:20:38	こちらにつきましても本文につきましては、申請号機の違いによる名称変更止めたさせていただきます。
1:20:44	また、参考資料につきましては、参考資料1につきましては変更はございません。
1:20:48	参考資料につきましては、今回新たに作成の方行っておりまして、取水護岸ですね、鉛直固有周期を新たに整理させていただきます。
1:20:58	続きまして、2ポツの6、取水護岸、括弧、7号機設備の耐震計算書に関する説明、補足説明になりますけども、こちらですね、6号機同様に、本文につきましては、申請号機の違いによる名称の変更のみとなっております。
1:21:11	また、参考資料といたしましては、1については変更はございません。またにつきましては新たに作成ということで、複製護岸括弧7号機設備の鉛直ユキを新たに整理させていただきます。
1:21:22	比較表を用いたナゴオオキポイントで変更点につきましては以上となります。
1:21:29	続きまして、資料ナンバー5の資料8、浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料について用いて、変更点について簡単にご説明させていただきたいと思っております。
1:21:40	まず、通し番号で言うと112ページをお願いしたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:51	はい。102、112 ページなんですけども、こちらはですね、2 ポツの 1 の 6 号機の海水貯留堰についての耐震評価結果を示しております。
1:22:00	記載としましては、7 号機工認を呼び込む形になっておりますが、売り込みを 1 例としてご紹介させていただきたいと思います。
1:22:07	まず 1 ポツの概要ですが、本補足説明資料は、海水貯留堰の地震応答計算及び耐震評価について、内容を補足するものとなっております。
1:22:17	海水貯留堰は、設計基準対象施設におきましては、Sクラス施設である浸水防護施設及び非常用水設備である、屋外重要土木構造物に、
1:22:26	重大事故等対処施設におきましては、
1:22:29	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に分類されており、耐震評価は設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の評価として、
1:22:39	基準地震動Ssに対する構造部材の健全性評価が、基礎地盤の支持性能評価及び構造物の変更。
1:22:46	係船変形評価を行っております。
1:22:49	この海水貯留堰につきましては、令和 2 年 10 月 14 日付で認可されました。7 号機、7 号機の設計及び工事の計画、
1:22:58	におきまして、常設重大事故、
1:23:02	仮想設備及び常設重大事故等緩和設備に分類されており、
1:23:06	重大事故等対処施設の評価として、基準地震動Ssに対する、構造部材の健全性評価、また、基礎地盤の支持性能評価及び、構造物の変形性の評価を実施しております。
1:23:18	海水貯留堰の基準地震動Ssに対する評価につきましては、設計基準事象、
1:23:23	事故時及び重大事故時と 19 時工事で差異はないことから、改正処理時の新応答計算及び耐震性に関する説明につきましては、7 号工認の
1:23:34	ところによるとということで、7 号と工認図書を呼び込む形で記載させていただいております。
1:23:41	こちらにつきましては、2 ポツの 1 の 6 号機の海水貯留堰の耐震ひよ性評価を代表にご説明させていただきましたが、
1:23:48	続きます 2 ポツの 2 から 2 ポツの 6 までにつきましても、同様の考え方で、7 号機を呼び込む記載とさせていただいております。
1:23:57	続きまして 122 ページをお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:09	こちらにつきましては、今回新規作成してございます 6 号機の海水貯留堰の鉛直固有地域の算出結果を取りまとめたものとなっておりますので、ご説明させていただきます。
1:24:19	まず 1 ポツ、概要になりますが、大宮戸川の基準地震動の策定におきましては、耐震設計等に基準地震動を用いる施設について、周期 1.7 秒以上の長所、
1:24:30	周期側に鉛直方向の固有周期を有しない設計とすることを前提条件といたしまして、標準応答スペクトルに基づく地震動オギを基準地震動として行っておりません。
1:24:39	そのため、海水貯留堰の鉛直方向の固有周期について確認を行ってございます。
1:24:44	鉛直方向の固有周期は、構造物の地震応答解析モデルをもとに、地盤剛性平均値による固有値解析を行い、刺激係数比が最大となる周期を算出してございます。
1:24:55	また、基づいて鉛直方向の振動モードの傾向を確認しております。
1:25:00	2 ポツ、鉛直方向、
1:25:02	固有周期の算出結果となりますが、海水貯留堰の評価対象断面の位置図を図 1 に示してございます。また、海水貯留堰の鉛直方向の固有周期の一覧を次ページになりますが、表 1 に、
1:25:15	1、表 1 に、また、海水貯留堰の評価対象断面のうち、最も鉛直固有周期が長い断面での、し、
1:25:22	振動モード図を図に示してございます。こちらより、以上よりですね、海水貯留堰の延長固有周期につきましては、最大で 0.179 であり、周期 1.7 秒以上の固有周期を有しないことを確認してございます。
1:25:36	また、この海水貯留堰における AA 断面につきましては、取水護岸と同一断面を示してございます。
1:25:46	ただいまご説明させていただきました、2 ポツの 1 の 6 号機の海水貯留堰を代表に、1 固有周期の算出結果についてご説明させていただきましたが、2 ポツの 2 の、7 号機の海水貯留堰につきましても、同様に整理を行ってございます。
1:26:00	続きまして通し番号 160 ページをお願いいたします。
1:26:11	はい。160 ページになりますが、こちらにつきましては、今回新たに作成してございます 6 号機取水護岸の鉛直固有周期算出結果を示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:21	こちらにつきましては、6号機の姿勢護岸の評価対象断面につきましては、先ほどご説明させていただきました6号機の海水貯留堰の評価対象断面と同一断面であることから、取水護岸の鉛直固有周期につきましては、2ポツ、
1:26:34	鉛直方向固有周期算出結果におきまして、6号機の海水貯留堰のEW方向、
1:26:40	具体的には、断面になりますが、そちらの鉛直固有周期算出結果によるものとして、評価結果のほう取りまとめてございます。
1:26:47	こちら、2ポツの後の6号機の取水護岸をですね、代表に現職周期の算出結果についてご説明させていただきましたが、次のですね、2ポツの6の7号機の姿勢護岸につきましても、
1:26:58	同様に記載のほうを行ってございます。
1:27:01	以上、簡単でございますが、今回ご説明させていただきます、2ポツの1から2ポツの6の説明内容となります。
1:27:09	はい。規制庁チギラです。それでは、今説明がありました、浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料の、
1:27:18	2.1から2.6の内容について確認する点がある方、お願いします。
1:27:31	よろしいでしょうか。
1:27:36	はい。特にないようであれば、すいませんちょっと
1:27:44	規制庁の深瀬すいませんちょっと今日の説明内容とちょっと違うところで一つお願いがあるんですけども
1:27:52	今説明のあったこの補足説明資料は
1:27:56	あれですね浸水防護施設全体のが書かれていてで、
1:28:00	前回の時は今日説明あった部分以外を説明いただいたと思うんですけどもその中で目次の3ページを見てもらうとなって、
1:28:10	最後の三行あたりですか、地下水排水設備関係なんですけれども、これ先生、先週ですかねの件ヒアリングあったと思うんですけどもその際この資料がなくてで、
1:28:22	確認後今日今週の水曜日の麒麟の方ではこの補足説明資料の説明があつてちょっと土建では何か触れられなさそうだったらちょっと1点あるんですけども担当にお伝えいただければそんな大した内容じゃないんですけどもお伝えいただければと。
1:28:35	思います。ページ数430ページお願いします。
1:28:46	すいません、目次、一番頭428ページでしてね、428ページで付加重量を考慮したサブドレンポンプの耐震性のところで、430ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:58	この資料については、6-2-2の別添1-2-2の計算書でやったことに他、付加重量を考慮してやっていますということで、431ページから、
1:29:09	説明がされていると思うんですけども、この431ページで添付書類のタイトルが出てきてですね、ちょっとこれだけ書かれるとそもそもの家、この計算書本体と、
1:29:20	ちょっと区別がつかないなと思ってるんですか重量を考慮したものがわかるようにちょっとこの431ページの括弧、
1:29:27	負荷時負荷重量考慮等に、ちょっとそこがわかるようにしていただければなと思いますんでその点ちょっとご担当にお伝えいただければと思います。よろしいでしょうか。
1:29:38	東京電力の仙田でございます。ご出席ありがとうございます。こちらの方で前いただいたご意見踏まえまして担当者の方に適切に引き継がせていただきます。はい。
1:29:47	規制庁府川ですよろしくお願いいたしますその後ろの453ページ、2ポットの16も同じだと思ってそこ、
1:29:54	2項目ですかねちょっとお伝えの方をお願いいたします。私からは以上です。はい。東京電力千田です。はい、承知いたしました。
1:30:04	はい。次ちょっと由良です。他に何か。
1:30:07	はい。
1:30:15	先ほど貯留堰のご説明で、
1:30:19	123ページ。
1:30:22	このモデル図でAA断面のモデルと書いてありますよね。護岸があって、処理前の部分で、
1:30:30	ここポットこう飛び出してるものがあるじゃないですか。千賀。
1:30:35	これ何ですか。
1:30:38	護岸の隣とかね、ちょこちょこと出てますよね。そうです。東京電力の仙田であります。ございます。こちらですね図上で言いますと黒線ですね、2ヶ所、
1:30:47	具体的にこれ
1:30:49	EW断面になるんですけども、2ヶ所出てるところにつきましては、実際の海水の中にございます海水貯留堰を示してございます。
1:30:58	わかりました。どうもありがとうございますちょっと気になったので、
1:31:09	はい、規制庁チギラですが他、
1:31:12	確認する点、よろしいでしょうか。
1:31:16	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:17	では、こちらの海水貯留デッキについて対人と共同の内容については以上としたいと思います。
1:31:27	はい。それで本日予定していた内容については以上です。規制が何かありますか。よろしいですか。東京電力から何かありますか。
1:31:38	東京電力の千田でございますこちらからありません。はい。
1:31:41	はい、わかりました。それでは、本日のヒアリング終了いたします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。